

家具転倒防止金具取付支援事業の実施

地震発生時の負傷者の大半は、家具や大型家電製品の転倒によるものと様々なデータにより示されています。

紀の川市では、大型地震の発生時に家具等の転倒から皆さんの身の安全を守ることを目的として、家具転倒防止金具取付け支援事業を実施しています。



【支援の内容】

家具の転倒防止金具等を自力で取り付けることが困難な世帯に対し、市が指定した取付け業者により **家具等3台まで金具取付けの支援（取付費用は市が負担）**を行います。

※上記の事業は、1世帯当たり1回限りの支援となります。

※過去(平成29年度～令和7年度)にこの事業で補助及び支援を受けた世帯は、対象外となります。

【申請受付】

期 間：令和8年6月8日（月）～令和9年1月29日（金）

※但し、申請額が予算額に達した時点で終了とします。

受付場所：紀の川市役所 危機管理消防課（本庁3階35番窓口）

※内容の審査、予算の上限管理が必要なため、本庁危機管理消防課（危機管理班）のみの受付となります。ご協力をお願いします。

【申請手続きの概要】

① 対象者：以下のいずれかに該当する世帯

- [1] 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- [2] 要介護2以上と判定を受けた者の属する世帯
- [3] 1級、2級又は3級の身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- [4] A1、A2又はB1の療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- [5] 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- [6] 1級又は2級の障害年金を受給している者の属する世帯
- [7] 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者の属する世帯
- [8] 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者の属する世帯

② 必要書類：以下の書類をご用意いただき、受付場所までお越しください

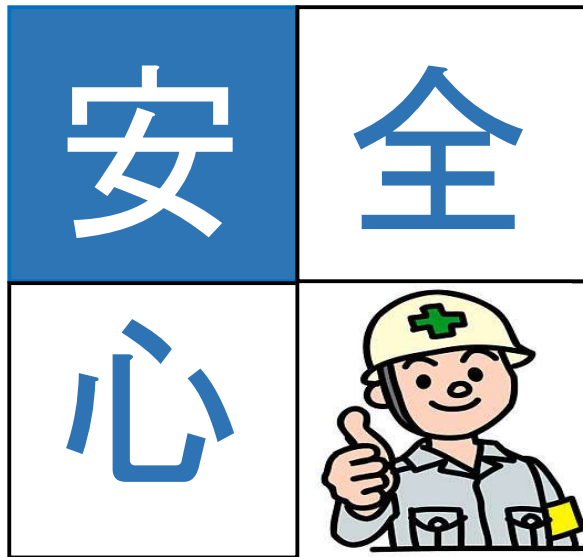
- [ア] 紀の川市家具転倒防止金具取付け支援等事業申請書兼承諾書（様式第1号）
- [イ] ①[2]～[8]に該当することを確認できる書類の写し（①[1]の場合は不要）
- [ウ] 転倒防止金具の取り付けが必要な家具等を確認できる写真や見取り図等
- [エ] 市税を納付していることが確認できる書類（納税証明書もしくは非課税証明書）

③ 取付け支援が決定すれば、紀の川市家具転倒防止金具取付け支援決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知します。取付け支援を行う業者から電話等の連絡があります。

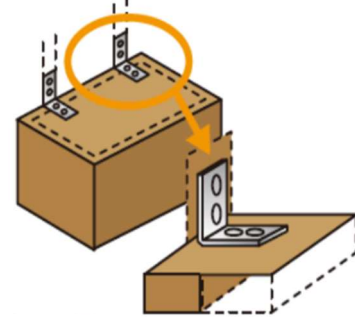
※転倒防止金具を取り付ける家具や取り付ける位置、方法をしっかり打ち合わせし、取り付け後も状態をきちんと確認をしてください。



【お問合せ先】 危機管理消防課:危機管理班
担当: 田中・與田
〒649-6492 紀の川市西大井338番地
TEL0736-77-1300 FAX0736-77-2514



地域の内装業者さんが、「しっかり」と金具取付の支援をしてくれます。
安心してご相談ください！！



【紀の川市家具転倒防止金具取付支援業務受託事業者一覧】

No.	地区区分	会社名	郵便番号	住所	電話番号
1	打田地区	株式会社前川組	649-6418	紀の川市久留壁 180	77-3112
2		有限会社小谷建設	649-6431	紀の川市南中 12-3	77-3483
3	粉河地区	亀井建設	649-6503	紀の川市長田中 33	73-7758
4		小田建設株式会社	649-6531	紀の川市粉河 416-4	73-8288
5		司建設工業株式会社	649-6551	紀の川市上田井 292	73-3366
6		奥建設工業株式会社	649-6551	紀の川市上田井 539-1	73-7260
7		株式会社松浦建設	649-6525	紀の川市野上 466-5	73-4147
8	那賀地区	合資会社山田鉄工所	649-6604	紀の川市西野山 596-4	75-5026
9		株式会社原組	649-6605	紀の川市江川中 933	75-3326
10		有限会社矢倉工務店	649-6611	紀の川市穴伏 33	75-3010
11		笹井建設株式会社	649-6623	紀の川市藤崎 64-1	75-5001
12	桃山地区	株式会社山口建設	649-6112	紀の川市桃山町調月 1258-2	66-1771
13		中前建設	649-6123	紀の川市桃山町神田 533-8	66-2213
14	貴志川地区	株式会社山東組	640-0402	紀の川市貴志川町北山 513	64-3211